

平成25年度鳥取県環境影響評価審査会（第3回）

1 日 時 平成25年11月6日（火）午前10時00分から11時30分まで

2 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室

3 出席者 別紙のとおり

4 概要

- ・議事に先立ち、資料の確認。事務局から鳥取県環境影響評価条例第45条第2項に定める審査会の定足数である過半数以上の出席（委員数13名中7名）であることを報告。
- ・また、非公開事項のないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開で進めることを決定してから審議に入った。
- ・最初に事務局から前回の審査会以降の経緯を説明し、再補正された評価書に対する知事意見を受けて事業者から再々補正された評価書の提出があったことを説明した。次に、事業者から、事業者が設置する可燃物処理施設整備検討委員会の第3次報告書の説明及び知事意見への対応状況の説明をしていただいた後、再々補正評価書等の内容について審議を行った。

以下、質疑応答内容

○岡崎会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして委員の方々から、特に御質問をまず中心に出していただければと思います。予定の時間がもう余りなくなってきていますので、質問をまずということ。

はい。

○OA委員

よろしいですか。災害ごみのことに関してですけれども、想定が震災のときだけをどうも想定されているようなのですが、実際には確率からいったら水害とか台風とか突風に伴う災害、土砂災害などに伴ってこの地域でたくさん出る可能性があるわけですよね、その配慮はよろしいのでしょうか。

○事業者

よろしいでしょうか。

○岡崎会長

はい、お願いします。

○事業者

基本的にその発生予測については、地震、大災害をもとにしておりますけれども、1日当たり10トンの今、余裕を見ているわけがございますけれども、この水害等で発生したごみにつきましても1日で処理するというのではなくて、計画的に日数をかけて処理いたしますので、この10トンの余裕の中で行えるとは考えております。これを、災害ごみを20トン、30トンとしますと過大規模になる可能性もございますし、その炉に対してごみ量が少ないということも関係してきますので、この10トンで、東部圏域内で発生した

ものについては、時間は一定期間かかると思いますが、処理できると思っております。

○OA委員

それは何か実証的なデータに基づいてのことでしょうか、インプレッションとしてのことでしょうか。

○事業者

よろしいでしょうか。

○岡崎会長

はい。

○事業者

細かい数字は出ておりませんが、コンサルのほうに、以前、水害で鳥取港が材木等で埋まったような事例もございました、そういう写真等も見せまして検討はさせております。ただ、細かい、1日何トンとか、そういうことまではやっておりません。

○OA委員

すぐ近くで、例えば佐用であったときの災害の事例などでやっぱり調べられてというか、二、三、裏づけデータを持たれたほうがいいのかという気がしました。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。

○OB委員

よろしいですか。

○岡崎会長

はい、お願いします。

○OB委員

失礼します。詳細な説明をありがとうございました。

参考資料2の8ページに、ほかの都市との事例、240トンと220トンという話なのですが、250トンを境にして2炉構成、3炉構成という話ですが、もともと評価書からすると、今回といいますか、評価書からすると建物の規模が東部圏域のこの今回のもの、1万1,200平米ということがずっと書いてあるわけですが、そんな大きな施設は8ページの下グラフを見るとないわけですが、資料編のほう、いただいている厚いやつの資料の1の2でガス化溶融方式だと4,700平米というのが出ていて、これぐらいの大きさだったらこの赤い丸のあたりに来るのかなということは思うのですが、倍以上大きさが違うということに、建物の大きさがということになるのですけれども、それでも環境影響評価というか、建物の大きさがこれだけ倍違って問題はないというか、変わらないのでしょうか、数字的には。

建物の大きさ、工場の大きさです、一般的な話ですが。

○事業者

建物の大きさが2倍になったときの環境影響ということで……。

○OB委員

いえ、ですから、もしガス化溶融方式を採用された場合は建物の大きさが半分になることなのではないでしょうか、そういう理解で正しいですかということなのですが。

○事業者

一概にそうとも言えないのですけれども、今回、メーカーアンケートを事前に行った中でも、代表的なものでガス化溶融方式の建物ボリュームとストーカープラス灰溶融方式で考えておりますので、そういった中でより大きなものをベースに環境影響を行っておりますので、実際はこれよりは小さくなるだろうとは考えております。

OB委員

影響も小さくなるだろうという意味ですね。その場合に土地利用計画というものは変更されないとは書いてありますけれども、例えばその工場がこのイメージよりは小さくなるということですよ。

○事業者

はい、そうです、と考えております。

OB委員

ですけれども、その土地利用については建物が小さくなるだけで変更はないという理解でよろしいでしょうか。

○事業者

よろしいでしょうか、土地利用についてでございます。今、計画しておりますところは山間地でございます、山があつて谷があつて、それで山を削りまして造成を埋めていくということで、その造成計画、それから土量の切り盛りのバランスがございます。ですから、谷を一部残して造成をするということになりますと、そこに水がたまりまして非常に災害の発生にもなるということで、造成につきましてはそういうことを加味しましてやりますので、区域は変えないと考えております。

OB委員

つまり建物の大きさ、いや、単にその報告の内容の質問でして、建物の大きさが変わるだけなのですねという理解でよろしいのですね。

○事業者

はい、建物の大きさは変わるということで、事業区域は変えるということではございません。

OB委員

はい。

○事業者

建物にしましてもそんなに大きく変わるということはないと思います。

OB委員

いや、そんな大きく変わることはないということですが、この評価書、済みません、これ今、要約書ですが、計画建物等、10ページですが、計画建物等というのが1万1,200平米とあってあるところが、もしかして4,700になるかもしれないというのは、倍以上違うという建物の大きさの見積もりはどうかかなという疑問なのですが。その大きさになるとは、設計されていないでしょうから限らないのですけれども。

○事業者

はい、この10ページの計画建物等につきましては、本体施設とそれからストックヤード、車庫、洗車場、こういうものも含めた面積でございますので、こちらに載っているのは本体だけということですので。

OB委員

済みません、そうなのですが、済みません、間違えました。次のページ、12ページなのですが、工場棟の建築面積が8,600と書いてあって、それで4,700だと半分近くまで落ちるのですが、もしガス化溶融方式で4,700になると、高さは余り変わっていないのですけれども大きさは半分になるのかなということも思ったのですが。（発言する者あり）

済みません、ガス化溶融と書いてあるのは、影響評価書の資料編の資料1の2と、一番最初のところにあります。メーカーアンケートによる土地利用計画の条件、表1の2の1にあるのですが、工場棟をこんなに小さく、小さければ小さいほうがいいとは思いますが、評価書と大分違うなという印象なのですが、これについて、私は素人なので、大きさが変わったときにどういうふうになら変わるかは何とも言えませんけれども。

○事業者

よろしいでしょうか。

OB委員

はい。

○事業者

評価書の2の12ページのこの建築面積の8,600平方メートルといえますのは、メーカーアンケートからストーカー方式、ストーカープラス灰溶融方式とガス化溶融方式でメーカーアンケートをとらせていただきまして、その中でも代表的なストーカープラス灰溶融のほうが工場棟が8,200平米といったアンケート結果が出ておりますので、その一番大きい建物ボリュームを参考に載せていると。ガス化溶融の場合だと確かに4,700と半分近くになっているものの、工場棟の概略寸法で見ますとおり、高さにつきましては35メートルから33メートルといった形でそんなに大きくは変わっていないといったこともございますので、ちょっと安全の値、実際に設計するとそういった直方体にはならないとは思いますが、実際の直方体をベースに景観とかそういったものをいろいろ検討してございます。

OB委員

わかりました。評価書に書いてある数字よりはとにかく小さくなる方向で、実際にはそういうふうになるという理解はしました。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。

OC委員

ちょっといいですか。

○岡崎会長

はい、お願いします。

OC委員

説明をありがとうございました。今、先ほど質問が出たところで、資料2の8ページのあたりの話になるかと思うのですが、そこに表の5というのがあるのですが、お聞きしたいのは、2炉構成のほうが良いという判断をされたということで、これを見ると一見総合的に判断されているように見えるのですが、イメージが余りよく湧いていな

いのですが、1日でもごみの処理量の変動するかと思うのですけれども、それをどこかにストックしておいてフル運転みたいな感じでずっと連続的に炉を運転するというイメージでよろしいのでしょうか。例えば、ごみの量が減った場合にフル運転にはならないので、それをとめて、休止して、ある一定量たまったところで運転すると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○事業者

よろしいでしょうか。ごみのこの焼却施設、2炉なり3炉なりございますけれども、これにつきましては1炉当たりの、大体連続24時間するわけですが、この連続の期間というのが大体最大で今のところ3カ月ぐらいです。3カ月たったら炉をとめまして点検をし、必要があれば補修をするということで、2炉でございまして、毎日2炉がずっと同時に稼働しているというわけではなくて、バランスを見ながら1炉ずつと焼却しまして3カ月後にはとめますので、その手前で2号炉を立ち上げて、同時の期間がございましてけれども、その辺のバランスをとりながら焼却をしていきます。3炉構成も3炉でそういうバランスをとりながらやっていきます。

○C委員

それでごみの量の変動というのは大体何%ぐらいになるのですか。これは常に100%を燃やしていると思ったらいいのですか、1炉当たり。

○事業者

ごみの、まず、収集されたものは、先ほど申し上げましたようにピットにためます。大体2炉では10日間分ぐらいの余裕のあるピットをつくります。その中から1炉を運転する場合は120トンですから、その120トンに相当するごみをその中からつまみ上げて定量的に送りますので、ですからこの120トンといいますのは災害ごみを含めておりますから、これから災害ごみの分を引かなければいけないと思うのですけれども、この1炉当たりの能力に相当する分を大体定量的にピットから運び上げていくということでございまして、大体10日分ぐらい、いつも10日分たまっておるというわけではないのですが、そこで余裕を調整していきます。

○C委員

変動はしないと思ったらいいのですか、ごみの焼却量というのは。ずっと定常的に燃やしているというふうなイメージでいいのですか。

○事業者

はい、大体基本的にはそうだと……。

○C委員

ああ、そうですか。では、そうすると、例えば熱効率なんかでいうとフル稼働で比べて問題ないということよろしいのですね。

○事業者

はい、それで問題ないと思います。

○C委員

ああ、そうですか、なるほど。ちょっと公開ということでお答えしにくいのかもかもしれませんが、ずばりその焼却炉、どれを狙っておられるのですか。

○事業者

今、その2方式3種類の中でこれから慎重に審議していくということでございます。

OC委員

いろいろ、ガス化溶融炉なんかが残っていたりとかするのですけれども、これを見ると、今、たまたま熱効率の話お聞きしましたけれども、コスト面にどういうふうに反映されるかとかよくわからないのですよね。あと、業者が決まってそれを管理する民営の会社を選ぶということなのでしょうけれども、例えばガス化溶融炉なんかですと扱いが非常に難しいという話を方々で聞くのですよね。そうするとメーカーの子会社みたいなところに任せるといことになると、コストが高くなったりしないのかなというふうな、そういう市民的な危惧なのです。いかがですか。

○事業者

それにつきましては、発注方式を検討いたしまして、例えば建設と管理運営を別々に発注いたしますとおっしゃったようなことが起こるかもわかりませんが、建設と管理運営をまとめて一括して発注いたしますので、それで競争させますので、ですからそのあたりで競争性は生まれてくるというふうに考えております。ですから、その受託といいますか、応札するところは管理運営も含めた総合的な経費で行いますので、それで入札をするということです。

OC委員

ここの資料ではコスト面がきちんと余り具体的に出ていないような気がするので、例えばどれぐらい燃やすのに燃料が要るのかとか、例えば物によってはコークスが要るというのがあったりとか、炉の中の壁が非常の弱いとかいうのがどうもあるようなので、そういうところも含めてきちんとまとめていただきたいというふうに希望します。ありがとうございました。

○事業者

それも含めましていろいろ検討していきたいと考えております。

○岡崎会長

当初予定していた時間にほぼなってきたのですが、まだ若干お時間をいただいて質問、あるいは御意見、コメント等も含めてお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

OB委員

よろしいですか。

○岡崎会長

はい、お願いします。

OB委員

生態系とか生き物のことについてですけれども、なかなか生き物のことをいろいろ御配慮いただいても、そのとおりにいくかどうかというのはなかなか難しいので、これはどちらに質問するべきかちょっとあれなのですけれども、次第についている評価条例の手の流れという資料2というもので、この流れでいった場合に事後調査ということが出てくるわけなのですが、この図を見ると工事の着手というのが書いてあって一緒に事後調査というのが囲まれていまして、工事完了の届け出というのがありまして、事後調査報告書というのが書いてあるのですが、この流れ的には、事後調査というのは工事中の影響調査で

はなくて、それもあるかもしれませんが、何というのでしょうか、運転し始めてからの調査ということも含めての報告書という理解でよかったですでしょうか、というかそういうことを計画されているという理解でよかったですでしょうか。

○岡崎会長

お願いします。

○事務局

事務局のほうからまずお答えいたします。

この事後調査と書いていますけれども、これは環境保全措置とプラス事後調査という意味合いで書かせていただいております、工事完了後はもちろんのこと、工事中も含めましてその環境影響について内容を確認していただくという内容でございますので、決して運転後に限った話ではなくて、もちろん工事中も含むというふうに理解していただければ結構かと思えますし、今回、事業者さんのほうから提出していただいております環境保全措置や事後調査の内容につきまして確認しておりますけれども、それにつきましても工事中の内容も含んでおるといふふうに理解しております。

○OB委員

ありがとうございます。工事中というか、でき上がってから1年間とかでしたか、一応計画的なものをちょっと教えていただきたいのですが。

○事業者

事後調査のお話でよろしいでしょうか。

○OB委員

はい。

○事業者

この事後調査につきましては、具体的には再補正評価書のほうに記載しております、10の2ページでございます。10の2ページのほうに工事中の事後調査ということで、あ、評価書の本編でございます、実施しております。工事中の事後調査計画につきましては10の2ページ、それから供用時の事後調査計画につきましては10の4ページと10の5ページ、あと定期的なモニタリングの話につきましては10の6ページ、あと事後調査結果の公表の方針につきましても10の6ページのほうにあわせて記載しております。基本的には工事前から、動植物につきましては調査期間について、工事前から工事の実施時、それからモニタリングも含めて供用後3年程度の期間で連続的に行う方針としております。一部の移植、工事前の移植につきましては現在、計画実施進めてございます、そういった状況でございます。

○OB委員

わかりました。ありがとうございます。

○岡崎会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

若干、時間がオーバーしてしまったのですが、大体御質問等出尽くしたようですので、本日の審議はこのくらいということにさせていただければと思います。

今後の進め方についてですけれども、本日欠席されている委員の方々もいらっしゃいますので、念のためといいましょうか、本日十分に御意見を述べられる時間がなかったかも

しれませんので、念のために事務局のほうから改めて全委員の皆さんに意見の確認をしていただきたいと思います。そこで大きな意見が出てこないようでしたら審査会の判断、私に一任いただければと思います。それから、場合によりましてはこの審査会の意見結果をまとめて文書の形で県のほうに提出するというのも考えていますので、もしそうなった場合には改めてまた皆様方にお諮りしたいと思っています。以上、2点ですけれども、御了承いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、今後の予定についてですけれども、事務局のほうから御説明願えますでしょうか。

○事務局

はい。それでは、本日の審査の結果を参考にいたしまして、この補正評価書のほうですけれども、10月30日に提出がございましたので、曜日の関係で11月29日までに知事意見を再度通知するかどうかの判断のほうをさせていただきたいと思います。なお、先ほど会長のほうからお話がありましたとおり、委員の皆様への意見照会や確認につきましては、時間の関係で大変申しわけございませんが、メールなどで確認のほうをさせていただくことになるかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

その他ということで、全体を通して何か御指摘、御発言等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審査会は終了ということにさせていただきたいと思います。

なお、そのほか質問、御意見等ございましたら、事務局のほうに適宜御連絡をいただきたいと思っております。

本日は長時間、審査会に御協力いただきましてありがとうございました。